

# 第 548 回広島地方最低賃金審議会

## 議事録

広島労働局  
広島地方最低賃金審議会

## 第 548 回広島地方最低賃金審議会 議事録

日時

令和5年7月 31 日(月)13:58～15:10

場所

広島合同庁舎2号館6階7号会議室

出席者

**【公益代表委員】**

岡田会長、酒井会長代理、中原委員、三井委員、村上委員

**【労働者代表委員】**

国友委員、佐崎委員、長安委員、橋本委員、山崎委員

**【使用者代表委員】**

池久保委員、巢守委員、中野委員、長谷川委員

**【事務局】**

釜石労働局長、前田労働基準部長、石井賃金室長、重弘賃金室長補佐、  
栗林賃金指導官、山崎監察監督官、吉川労働基準監督官

議題

- (1) 広島県最低賃金専門部会の設置について
- (2) 広島県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見の申出について
- (3) 生活保護水準との乖離状況について
- (4) 令和5年度地域別最低賃金改定の目安について
- (5) 賃上げしやすい環境整備のための支援策について
- (6) その他

## 議事

### 重弘賃金室長補佐

はい、皆様お待たせしました。早いのですが、今日御出席予定の方全員揃われましたので、ただ今から、第548回広島地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員5名中5名、労働者代表委員5名中5名

使用者代表委員5名中4名、計14名の委員に御出席いただいております。最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしておりますので、本審議会は有効に成立、開催されていることを御報告申し上げます。また、本審議会の開催につきまして、去る7月14日から20日まで公開の公示をいたしましたところ、傍聴希望された方が7名おられました。5名が本日の審議会を傍聴されておりますので、併せて御報告いたします。傍聴される方々、事前に御説明しております遵守事項に従っていただきますようよろしくお願いいたします。それでは議事に入ります前に、釜石広島労働局長より御挨拶を申し上げます。

### 釜石労働局長

はい、こんにちは。御紹介いただきました広島労働局長を拝命いたしました釜石です。今月の4日に阿部の後任として着任いたしました。前任地は、本省の労働基準局安全衛生課長でございまして、安全行政路線を長く従事してまいりましたけれども、職業能力開発行政、そしてインドネシア勤務、海外勤務に従事してまいりました。広島県における労働行政の推進と県民の皆様への貢献に全力を尽くしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。さて、本日は委員の皆様方には大変お忙しい中、また、暑い中、広島地方最低賃金審議会に御出席いただき心より御礼申し上げます。前回、7月3日の第547回審議会において、広島県最低賃金の改定について審議会会長へ調査審議をお願いしたところでございますけれども、先週7月28日に中央最低賃金審議会が厚生労働大臣あて令和5年度地域別最低賃金額改定の目安が答申されましたので、本日この後事務局より説明を申し上げます。詳細は後ほど説明いたしますけれども、今年度の目安につきましては労使の意見は一致いたしませんでしたが、公益委員見解でAランク41円、Bランク40円、Cランク39円が示されたところでございます。また、答申では「公益委員の見解を十分参酌され自主性を発揮されることを強く期待する」と申されております。委員の皆様方におかれましては、猛暑の中、大変恐縮ではございますけれども、この後集中して御議論いただくことでご

ざいます。最低賃金につきましては世間の関心も高く、また、非常に注目されておりますので、中央最低賃金審議会の答申及び公益委員の見解を踏まえつつ、広島県内の実情を踏まえた丁寧な御議論をいただきまして、答申くださいますようお願い申し上げます。御挨拶といたします。

本日はよろしくお願い申し上げます。

### **重弘賃金室長補佐**

では、報道機関の方の撮影及び録音ここまでにして、以降は御遠慮いただきますようよろしくお願いいたします。では、続きまして、本日の配付資料について御説明いたします。ファイル資料ですが、本体資料と別冊資料1、2の3部分けております。1部目は本体資料で、資料ナンバー10までで構成されています。この中で中央の目安小委員会で使用されている資料といたしましては、ナンバー7、8、9となります。別冊資料1には、前回本審から1か月近くが経過しておりますので、労働経済関係の最新版の資料と広島県の人口に関する資料を御用意いたしました。別冊資料2には、7月3日に公示して改正決定に係る意見を求めた結果提出された意見書等が掲載されております。そして、追加資料を資料配付しております。資料といたしましては、7月28日に行われました中央最低賃金審議会の答申文、その別添として別紙1、目安に係る公益委員見解、別紙2、目安に係る小委員会報告、目安小委員会資料の令和4年10月以降の消費者物価指数の前年上昇率の推移と、同様の広島市に関する推移を御用意いたしました。さらに中国経済産業局産業部中小企業課に御説明していただく資料も配付しております。以上揃っておりますでしょうか。それではこれより議事に入りますので岡田会長、以後の議事進行をよろしくお願い致します。

### **岡田会長**

はい、それではこれより議事を始めます。まず、議事の(1)ですけれども「広島県最低賃金専門部会の設置について」です。事務局から説明をお願いいたします。

### **重弘賃金室長補佐**

では、第547回広島地方最低賃金審議会における改正決定の諮問を受けまして、令和5年7月3日付けで専門部会委員の推薦公示を行いましたところ、労働者代表委員について3名、使用者代表委員3名の候補者の推薦がありました。これらの候補者の

中から資料ナンバー 2、広島県最低賃金専門部会委員名簿のとおり、7月 24 日付けで任命させていただいておりますので、御報告申し上げます。

## 岡田会長

はい、ただ今の広島県最低賃金専門部会の設置についての事務局からの説明につきまして何か御質問ございますでしょうか。よろしいですかね、広島県最低賃金専門部会の設置と報告されましたので、今後専門部会への慎重な調査審議をお願いしたいと思います。次に、議事の(2)でございます。「広島県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見の申出」について事務局から説明をお願いします。

## 石井賃金室長

はい、関係労使からの意見の申出について御説明いたします。最低賃金法第 25 条第 5 項に基づき令和 5 年 7 月 3 日付で関係労使の意見聴取に関する公示を行いました。その結果、団体個人を含めまして最低賃金の改正に関する意見は 12 の提出がございました。御報告いたします。時間の都合もございますので、申出者と意見書の表題のみ申し上げて御紹介させていただきます。別冊資料 2 を御覧ください。受付順で掲示させていただいております。1、広島県労働組合連合協議会理事長池上文夫様、広島県最低賃金に関する要請書。2、郵政産業労働者ユニオン広島支部様。広島県最低賃金の改正決定に係る意見書。3、郵政産業労働者ユニオン広島中央支部、支部長永瀬智之様。広島県最低賃金の改正決定に係る意見書。4、広島中央郵便局時給制契約社員岡崎徹様。2023 広島県の最低賃金改定の審議に向けての意見書。5、郵政産業労働者ユニオン中国地方本部。広島県協議会事務局長上関英穂様。広島県最低賃金の改正決定に係る意見書。6、広島県労働組合総連合神部泰様。広島県最低賃金の大幅引上げと全国一律制度の導入、及び審議会の運営についての意見書。7、広島合同労働組合生協広島パート支部支部長磯崎光様。2023 年度広島県最低賃金改正決定に向けた意見書。8、広島合同労働組合生協ひろしまパート支部書記長田頭奈美江様。2023 年度広島県最低賃金改正決定に向けた意見書。9、広島県労働組合総連合事務局長門田勇人様。広島県最低賃金の改正決定に向けての意見。広島県労連女性センター幹事浜崎理恵様。広島県最低賃金改正にむけての意見書。11、陶山裕子様。2023 年度の地域別最低賃金にむけた意見書。ヒロシマ労連三宅敏明様。最低賃金、今すぐ「全国一律 1500 円に」してください。が提出されております。これらの取扱いにつきまして

は会長とも御相談させていただきまして、意見書声明文についてはその写しを各委員に配付することについて御了解を頂いておりますのでそのような取扱いをさせていただいているところでございます。さらに、本日は広島県労働組合総連合事務局長門田勇人様、全広島教職員組合神部泰様、広島労連三宅敏明様の3名から意見陳述の申出をいただいております。意見陳述の申出についてどのように対処させていただくのがよろしいでしょうか。

### 岡田会長

はい、関係労働者から本審議会に対して意見陳述の申出があったということであれば、最低賃金法第25条第5項に基づき御意見をお聴きしたいと思います。意見陳述については、各自5分以内でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

### 門田陳述人

広島県労連事務局長門田です。15年間傍聴していますが以前はこういった発言の場がありませんでした。近年は発言の場を与えていただきありがとうございます。

二点発言をします。一点目は最低賃金全国一律制の実現です。問題は都道府県ごとの格差が大きくなっていることです。2006年最高の東京都は719円、最低の青森県は610円、格差は109円でした。しかし、2022年、最高の東京都は1,072円、最低の愛媛県などは853円と、格差が219円となりました。15年間で格差は110円も開いています。ちなみに本県広島県と東京都の格差は、15年間で77円開いています。(2006年広島県654円、2022年広島県930円)

格差拡大の原因の一つに、日本の最低賃金がA B C Dと4ランク制をひいていることがあります。今年度から4ランクが3ランクになりましたけれども、これでは何の解決にもなりません。7月28日中央最賃審議会が目安を出しましたが、東京だとAランクだと41円、Bランク広島40円、鳥取などCランクは39円、最高東京と最低県では更に2円の格差が広がります。

ちなみに鳥取県と島根県は、これまでDランクでしたが、今年度は、島根がB、鳥取がCです。この格差を誰がどう説明できるのでしょうか。鳥取県の担当者と懇談しましたが、「島根ショックだ。これでまた格差が開くというのは本当に承知できない。」と話し、島根県の担当者も「鳥取と格差が開くのが理解できない。」と、言っております。

続いて審議会傍聴人数の撤廃と公開についてです。2023年4月6日中央最賃審議会が開催され、議事の公開について議論がされました。「①会議は原則公開とされ、率直な意見の交換または意思決定の中立性が損なわれるおそれがある等の場合は、非公開にすることができるとされている中、目安審議の透明性を高める観点から、できるだけ公開について検討が行われた。②円滑な進行及び傍聴者に配慮した公開に係る企画運営の在り方を検討するべき。③目安審議における議論のプロセスが見えにくいものである。と外部から受け止められていることには原因があると考える。」そういったことが指摘されております。以上を踏まえると、これまで以上の審議の公開が求められ、新規の傍聴を希望する者に対しては、より一層の配慮が必要です。

鳥取最賃審は平成20年、15年前から会議室に入れるだけ傍聴を入れるという方針をとっています。専門部会のほぼすべてを公開しております。非公開の審議も、その後の公開時に審議が報告されていると、そういったふうに聞いております。

一方、広島県の最賃審議会は、会場の広さを理由に傍聴者数を5人と制限し、率直な意見交換ができないなどとの理由で、専門部会を全面、最近は一部非公開としております。先日審議会が開催されている会場で、鳥取労働局の事務局と懇談をしましたが、その会場はほぼこの会場と同等の広さです。鳥取労働局事務局は、「鳥取県の審議委員からは、『傍聴することで率直な意見交換ができないという声は全くない』」と言います。運営規定の解釈でここまで違う運営を行っているということは、おかしいということを広島労働局及び審議会委員には認識していただきたいのです。

今年の第一回の広島最賃審の傍聴希望は9人、4人が傍聴できませんでした。そして今日は7人、2人が傍聴できませんでした。なぜ9人、7人がこの会場に入れないのか、そういった説明を広島労働局長は行うべきであり、一部非公開にする提案を行っている審議会会長は鳥取県との違いを県民に説明するべきです。

最低賃金は多くの労働者の賃金に直面し、労働者にとっても経営者にとっても重要な課題です。その視線に立つことこそ④の「中央最低賃金審議会を含む目安審議の議論を注視する者に対して、議論のプロセスをできるだけわかりやすく示すことで、審議の透明性や納得感も一層高める」ことにつながります。

## 神部陳述人

続いて、意見を述べさせていただきます。神部と申します。広島県最低賃金の大幅引上げの全国一律制の導入及び審議会の運営についての意見、広島県労働組合総連合神部と書いてある文章を御参照いただければと思います。まず最初に、先日中央最低

賃金審議会から目安が出されました。加重平均が1,002円ということになっていますけれど、これでも実際1,000円を超えるのはわずか8の都道府県にしかならない、この目安額では地域間の格差が2円も拡大している、こういった問題、さらには週40時間働いてもこの額では年収200万円にも満たない。こういう額であるということで物価高騰からしてみても、決して十分ではないということを最初に申し上げておきます。私たち県労連や全労連は全国最低賃金への法改正を求めています。次の4点です、これを読み上げます。現行法の地域別最低賃金を全国最低賃金として、全国一律額による最低賃金制度に改めます。非正規公務員の賃金が最低賃金を下回る。こういった現実を解消するために公務員にも適用するよう法改正を求めます。現実高卒の国家公務員などは最低賃金にも満たない。こういった現実があります。2、最低賃金額を決定する3要素、その地域の労働者の1生計費、2賃金、3事業の支払い能力のうち、事業の支払い能力は削除し、1、科学的な最低生計費調査に基づいた労働者の生計費と、2、労働者の賃金を考慮して法改正を求めます。3、全国一律制に生計費と労働者の賃金で決めます。地域別に最低賃金は中央最低賃金審議会の目安答申を受け、地方最低賃金審議会が答申し、都道府県労働局長が決定しますが、これを全国最低賃金は、中央最低賃金審議会での審議経過を踏まえて決定するよう改めます。中央最低賃金審議会は、地方ごとの、地域ごとの特定最低賃金の調査審議決定する役割に改めるよう求めます。4、全国最低賃金制度の、中小企業による円滑な実施を図るため、中小企業に関する取引の規制化、財政上税制及び金融上の支援措置、その他の支援措置を講じなければならないことを国に義務付けるよう求めます。このような観点で審議を行いたいと思いますし、こういう意見が出たということ、是非中央にも上げていただきたいと思います。最後に運営に関わって、ですが、これは先ほどの発言とほぼ重なりますので割愛をさせていただきます。以上よろしく申し上げます。

### 三宅陳述人

三番目に私、ヒロシマ労連三宅と言います。今日は発言の機会をいただきありがとうございます。中央最低賃金審議会が7月28日にその目安を答申し採択されました。目安どおり改定した場合、実際に1,000円を超えるのは8都道府県にとどまる。地域間格差221円に広がります。これからが地方最賃審議会の役割が大きくなると考えます。まさに地方審議会の出番です。目安に上積みする取組を切に切に要望いたします。またその際、都道府県議会へのこの間の意見書を検討していただきたいと思います。2020年からこっち側、最低賃金の引上げを求めて、9都道府県議会が意見書を可決し



ています。その特徴は①新型コロナや物価高騰の元での厳しい生活実態を指摘しています。②人手不足が深刻化する下で、若者の県外流出への懸念から地域間格差の是正や、最低賃金引上げと合わせた中小企業支援を求めています。具体的にみてみますと、2021年に可決された富山県議会は、地方では交通費などの負担が大きく最低生計費に大きな格差があるとは認められない。としています。2021年可決京都府議会意見書は、働く人達の経済的困窮を食い止める最低賃金の改善と一体に、中小企業個人事業主に対する直接的に負担を軽減する方策の推進など、実効性のある支援が不可欠と強調しております。2022年可決岩手県意見書は、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正配分などにより、中小企業の経営基盤を確保し、賃上げ原資を確保することが重要だと指摘しています。そして岩手県、島根県の意見書は、共に最賃引上げと共に全国一斉の確立と地域間格差の是正、中小企業支援を要求しています。北海道、新潟の意見書は、若者の都市部への流出などの懸念を指摘しています。転出者の多さという本県と同じ悩みを持つので、本県としても真正面からこの対策を緊急に求められるものではないでしょうか。このように意見書は、全国的に生計費の格差は無いこと、二つ目に最低賃金の引上げと中小企業支援をセットで行うこと、三つ目、中小企業の経営基盤を強くする支援をすること、四つ目、地域間格差をなくし、最低賃金全国一律制にすること、五つ目、若者の都市部への流出をなくすこと、この五つのことを強調しております。以上のように全国的な動きに合わせ、本県でもよろしく御審議いただきたいと思います。私の要請は次の4点です。1、最低賃金平均41円増では生活は向上しません。労働者の生活の実態に着目して、生活改善できる目安額になるよう審議をお願いいたします。2023年地域別最低賃金時給の引上げの目安額が加重平均41円となっております。地域間格差も昨年219円から220円に広がっております。目安どおりの改定ならば全国加重平均は961円から1,002円になります。時給1,000円を超えるのは8都府県だけです。最高額は東京の1,113円、最下位は892円の9県です。格差は221円です。また時給800円台は17県という状況で取り残されております。こういった課題をまず解決していただきたい。二つ目、今すぐ時給1,500円以上、手取り月20万円以上の賃金を保証してください。三つ目、地域ランク分けをなくし、全国一律制にしてください。今年からランク区分が4から3に減らしましたけれども、地域間格差の解消につながったのでしょうか。昨年が1,072円と853円、その格差219円、今年も格差221円となっております。格差を少なくするどころか広がっています。この地域ランク分けはやめてください。この制度は限界で破綻をしてお

ります。全国一律制を望みます。四つ目、最低賃金の引上げには中小企業への支援が不可欠です。最低賃金の引上げは、経済の底上げにも大きく貢献します。労働者の購買力の上昇は、新たな売上げにつながり、経済の好循環を生み出します。中小企業の経営者側でも、最賃の引上げを望む声が広がっています。中小企業支援策について、小委員会報告は、赤字企業でも賃上げできるような更なる施策を政府に要求しました。現行の業務改善助成金は、不十分で使い勝手も悪いと不評です。岸田政権の打ち出す賃上げ減税では、赤字の中小企業の恩恵が無く実効性がありません。ということで、中小企業支援をお願いいたします。ありがとうございました。

### 岡田会長

どうもありがとうございました。三名の方から貴重な御意見を述べていただきました。また意見書の提出もございました。これらのものにつきましては、今後の審議において参酌させていただきたいと思っています。それでは続きまして、議事の（3）に移ります。「生活保護水準との乖離状況について」事務局から説明をお願いいたします。

### 栗林賃金指導官

はい、説明いたします。生活保護水準との乖離状況について御説明いたします。お配りしております資料No.4の14ページからの最低賃金額と生活保護費の比較を御覧いただきたいと思います。まず、最低賃金との比較に用います生活保護費は、大まかに申しますと、生活扶助費と住宅扶助費を合計したものです。生活扶助費とは、食費、衣服費、光熱費に相当するもので、定額給付でございます。住宅扶助費とは、実際の家賃に相当するもので、決められた限度額内での実額給付でございます。これらのことから、生活保護費は、家賃の増減や住宅事情を受ける世帯数の増減を主たる要因として、毎年変動いたします。これは、各都道府県別に、令和2年度の改定基準による生活保護費と最低賃金額との比較をしたものです。令和2年に改正いたしました広島県最低賃金との乖離額は、13万1893円マイナス10万3296円、月額にして2万8597円、時間額に換算しますと202円、括弧1円未満切り上げとなり、最低賃金額が生活保護費を1時間あたり202円上回っており、最低賃金と生活保護費との乖離逆転現象は生じていないものでございます。以上です。

### 岡田会長

はい、ただ今事務局からの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。よろしいですかね。では続いて、議事の（４）に行きますが「令和５年度地域別最低賃金改定の目安について」に関し、事務局から説明をお願いいたします。

### 石井賃金室長

はい、令和５年７月２８日に開催されました中央最低賃金審議会におきまして、令和５年度地域別最低賃金賃金額の改定額の目安について、答申がなされましたので御報告申し上げます。資料といたしましては、机上配付しております。中央最低賃金審議会目安小委員会におきましては、随時に渡る真摯な議論が展開された結果、７月の２８日に目安に関する小委員会報告が取りまとめられ、それを受けて７月２８日に中央最低賃金審議会から加藤厚生大臣に対して、令和５年度地域別最低賃金額改定の目安が答申されたものです。この答申には中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告と、令和５年度地域別最低賃金改定の目安に関する公益委員見解が添付されております。労使それぞれの見解の内容につきましては、小委員会報告を御確認いただければと思います。それではまず、答申文を読み上げさせていただいて、その後答申の内容について要旨を御説明申し上げます。答申文、令和５年７月２８日厚生労働大臣加藤勝信殿、中央最低賃金審議会会長藤村博之、令和５年度地域別最低賃金改定の目安について答申。令和５年６月３０日に諮問のあった令和５年度地域別最低賃金額改定の目安について下記のとおり答申する。１、令和５年度地域別最低賃金改定賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。２、地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解別紙１及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告別紙２を地方最低賃金審議会に提示するものとする。３、地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙１の２に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。４、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げし易い環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。５、生産性の向上については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以

上引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。6、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。7、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である。」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

答申文は以上です。では次に答申文の要旨について、別紙目安に関する公益委員見解を御覧いただいて御説明させていただきます。着座させていただきます。別紙1、地賃の引上げ額の目安はAランク41円、Bランク40円、Cランクが39円となっております。2の(1)に書かれておりますように、目安小委員会は、最低賃金法第9条第2項の三要素のデータに基づき、労使で丁寧な議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であるということから、各資料を基に「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改定版」及び「経済財政運営と価格の改革の基本方針2023」に配慮し、三要素を考慮して審議されました。では三要素のそれぞれの評価のポイントについて御説明いたします。まず、ア、の賃金についてです。連合及び経団連が発表しました春季賃上げ妥協状況によりますと、連合が集計で全体で3.58%、中小企業が3.23%と、30年ぶりの高い水準となっております。それに加えまして経団連の結果につきましても大企業が3.91%、中小企業で2.94%という結果となっております。

また賃金改定状況調査第4表の①②の男女計、及び一般パート計につきましても平成14年以降最大となる2.1%、あと継続労働者に限定しました第4表の3は、2.5%という結果となっております。次にイの通常の事業の賃金支払い能力についてですが、個々の企業の賃金支払い能力を示すものではないと解されまして、これまでも目安審議においても、状況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するものではなく、各種統計資料を基に議論が行われました。法人企業統計における企業利益につきましても令和3年は6.3%、令和4年は6.6%と安定しておりまして、日銀短観や中小企業景況調査による状況判断DIも昨年から更に改善がみられています。加えまして昨年はコロナ禍の影響が引き続き見られました「宿泊業、飲食サービス業」におきましても令和4年の売上高経常利益率は0.0%と3年ぶりにマイナスから脱し、今年1月から3月期はプラス1.1%と改善しており、加えて日銀短観による状況判断DIは令和元年9月から令和4年9月までマイナスだったものの、令和5年度9月にはプラス25と大幅に改善しているということです。しかしながら、今年度の議論におきまして企業の支払能力の厳しさを示すものとしましては、価格転嫁の状況が特に注目されておりまして、価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、転嫁が進まない企業も増えており、二極化がみられ、価格転嫁の不十分な状況が賃上げ原資確保を難しくしている状況にもつながっているということにも留意されました。次のページ、ウの労働者の生計費を御覧ください。ここは少し詳しく申し上げます。消費者物価指数につきましては、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの持ち家の帰属家賃を除く総合、この消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金額の引上げ額3.3%を上回る水準であるということ。次に直近の月次をみると、対前年同月比で今年4月に4.1%、5月で3.8%、6月に3.9%となっており昨年10月から今年1月にかけて「持ち家の帰属家賃を除く総合」が4%を超え5%以上に高い伸びになっていた時期に比べると、対前年同月比の上昇幅は縮小傾向であるのですが、引き続き高い水準であるということ。次に消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な必須項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である電気ガス価格激変緩和対策事業の影響で、一定程度押し下げられているということ。なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされており、10月使用分以降の扱いについては、現時点では決まっていないということが確認されております。

このような中、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価指数を一定程度上回る水準であることが必要であること、さらに、昨年以来継続的に消費者物価の高騰がみられる状況であり、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同月比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上率3.3%を上回る高い伸びであったことを踏まえることとすることが今年度は適当とされました。

こうした三要素のデータを総合的に勘案し、今年は4.3%を基準としてランク別の目安額を検討することとされ、ランクごとの目安額については、新しい資本主義実行計画などでも、今後とも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図るとされていることも踏まえて、地域間格差の配慮の観点からも、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要とされました。

その上で賃金改定状況調査の第4表や、消費者物価指数のランク別上昇率をみると、各ランクに大きな状況の差異があるとは言い難いが、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であるという見解が出されました。

以上が中央最低賃金審議会における目安答申の概要でございます。なお、目安額の根拠としまして、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年上昇率が基準になっているということから、この目安小委員会の資料を受けまして、広島市の資料も作成しておりますので、今お手元にもお配りしておりますので御覧ください。小委員会資料と同様に令和4年10月から令和5年6月までの期間、指数は「持家の帰属家賃を除く総合」を用いまして、県庁所在地、つまり広島市の各時期の対前年上昇率となっております。そして、右の欄には当該期間の上昇率の単純平均を示しております。4.12%となっております。これは全国Bランクと同じ数字となっております。私からの説明は以上です。

#### 岡田会長

はい、ありがとうございました。ただ今の説明について各側から御意見ございますでしょうか。まず労側からいかがでしょうか。

#### 橋本委員

大丈夫です。

### 岡田会長

ないですか、いいですか。はい、それでは使側いかがですか。

### 中野委員

別にございません。

### 岡田会長

はい、ありがとうございます。それでは次ですけれども、事務局より令和5年度の賃金改定状況調査結果の説明をお願いします。

### 石井賃金室長

はい、令和5年度賃金改正状況調査の結果について御説明させていただきます。資料番号3、通しページ3ページを御覧いただきますでしょうか。これは今年6月に全国で実施されまして、常用労働者30人未満の民営事業所に対して行われた調査でございます。令和4年に対する令和5年の賃金上昇率を産業別目安別のランク別、ランク別、一般パート別で集計されております。8ページを御覧ください。8ページが先ほど目安の考え方について何度も出てきていますが、第4表が載っております。第4表、これは賃金上昇率を示してございまして、左端の産業別男女別を見ますと産業計は2.1%、広島県、これはBランクですのでBランクを見ますと、2.0%と令和4年よりも上昇しております。次のページ、9ページを御覧いただけますか。これは、一般労働者及びパート労働者別で示してございまして、Bランクの一般労働者、これは2%、パート労働者は1.7%と、これもいずれも上昇するという結果になってございまして。そしてさらにもう1ページめくっていただいて、第4表③、これは昨年から取り入れられたものですが、令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象として集計したものです。左の産業計ではBランクが2.4%、男女別では男性が2.3、女性が2.5、一般労働者、パート労働者別では、Bランクの一般労働者が2.5%、パート労働者が2.4%ということで賃金上昇がなされてございまして。以上が令和5年度の賃金改定状況調査の結果でございます。

### 岡田会長

はい、ただ今の説明につきまして、各側から御質問または意見がございましたらお聞きしますけれども、まずは使側いかがでしょう。

### 橋本委員

ありません。

## 岡田会長

使側いかがでしょう。

## 中野委員

ございません。

## 岡田会長

はい、ありがとうございました。では議事次に進めます。議事の（５）ですけれども「賃上げし易い環境整備のための支援策について」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

## 石井賃金室長

はい、賃金引上げのための支援策の概要等につきましての説明は、本日中国経済産業局産業部中小企業課から山根保子課長補佐、そして広島労働局これも環境均等室から塚越聖恵上席雇用環境改善均等推進指導官においでいただいておりますので説明の御時間を頂いてもよろしいでしょうか。

## 岡田会長

はい、進めてください。最初に中国経済産業局、それから次に広島労働局の順でお願いいたします。

## 山根補佐

よろしくお願いいたします。中国経済産業局産業部中小企業課の山根と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。本日は賃上げに関して短い時間ではございますが当省の支援策について簡単に説明させていただきます。

まずはお手元に何種類か資料を配布させていただいています。時間の関係で、本日、全ての資料についての説明は難しいので、残りの資料については参考ということで用意させていただきました。

本日は２点ほど、補助金の支援策の説明と当省で取り組んでいる取引適正化推進のお話をさせていただきたいと思っています。まずは補助金についてです。配布した資料のブルーの資料で、タイトルが事業再構築補助金となっております。この制度自体は新しいものではなく、数年前からある事業再構築や生産性向上に係る支援としての補助金でございますが、このたび、使い勝手を良くするために、売上高減少の要件が撤廃されたり、最低賃金枠の要件が緩和されたり、産業構造転換枠が新設されたりしました。また、オレンジのマークを付けた箇所は、今年度からの賃上げに関する拡充部分となります。このほか、成長枠とグリーン成長枠についても、大胆な賃上げを



行う場合は、更なるインセンティブとして補助率や補助金額の上限が引き上げられる措置がとられ、賃上げを強力に支援しているところでございます。

次に今の資料の裏面になります、ものづくり補助金をはじめとする生産性向上補助金ですが、こちらにもオレンジのマーカをつけていますが、ものづくり・商業・サービス補助金と事業継承・引継ぎ補助金について、やはり大幅な賃上げを行った場合や一定の賃上げを行った場合に補助金の上限をアップするという支援内容になっております。

それからもう一つは、さきほどの説明で配られた資料と被ってしまってすみませんが、取引適正化のお話をさせていただこうと思います。既に御承知のことと思いますが、取引適正化の推進は、先ほどから説明がありますように、成長と分配の好循環を目指すために民間企業の賃上げが必須で、非常に重要でございます。つまり、賃上げの原資となる中小企業の収益確保がとても大事で、この収益を確保するためには、エネルギー価格や原材料価格などのコスト上昇分について、取引先との適正な価格転嫁が必要不可欠であるということです。そして、中小・零細企業が価格転嫁しやすい環境を作ることが重要で、このため当省では、毎年9月と3月に価格交渉月間というもの設けまして、業界団体を通じて価格転嫁の要請や広報・講習会を実施し、その後、アンケート調査や下請けGメンによるヒアリングを行っているところでございます。

お手元の資料は、既に公表されている内容ですが、価格転嫁や価格交渉に係るヒアリングの結果でございます。円グラフが2つ掲載された資料ですが、これは昨年3月調査と昨年9月調査の結果でございます。価格転嫁率が41.7%から46.9%、決して満足のいく転嫁率ではないのですが、上昇好転しています。そして今年3月の調査結果をみてみますと、昨年9月と比較して46.9%が47.6%へと、こちら若干ではございますが上昇している状況です。同じ資料の右隣に業種別を掲載させていただいてありますけれども、一番価格転嫁が進まないのが、トラック輸送運送業でございます。一方、転嫁が進んでいるのは、石油製品・石炭製品製造業で、こちらは価格転嫁が比較的高く進んでいるという状況でございます。この結果を御覧いただくと、コスト全般の転嫁率というのは上昇しているのですが、隣にある労務関係費、つまり人件費というのは、残念ながらなかなか思ったように進んでいないという結果になっています。これは、原材料価格やエネルギー価格については、世の中では既に周知のことなので、取引先と価格交渉するときは比較的、理解してもらいやすいのですが、人件費の話になりますと、「それは自社で努力してください。」と自助努力として扱われ、労務費の

上昇分については、なかなか受け入れていただけないのが実情です。また、価格交渉とひとくちにいても、下請企業が、元請企業に、そう簡単に上げてください、と交渉できるものではなく、交渉には価格交渉に必要なコスト上昇分に係るデータをきちんと分析して、わかりやすい資料を作成するなどの準備が相当、必要になってきます。中小企業や小規模零細企業の皆様にとって、コスト上昇分に係る原価計算のデータ分析は、なかなか難しく、取引先に価格の見直しに応じていただくような資料を作るといのは、そんなに簡単なことではありません。しかし、きちんとした資料を提示して、取引先と交渉した企業さんは、比較的、価格交渉が進んでいるという調査結果も出ていますので、やはり根拠を明確に示すことは非常に大事であることがお分かりいただけると思います。そこで中小企業や小規模零細事業の皆さんが、原材料価格やエネルギー価格の高騰、そして人件費上昇分についても発注側の企業と適切に価格交渉や価格転嫁ができる環境を整えるために、価格転嫁の支援体制を構築しました。この価格転嫁の支援を強固に進めるために、本日、参考までにパンフレットを入れさせていただきます、全国 47 都道府県にある「よろず支援拠点」という経営課題に対するワンストップの相談窓口从今年から価格転嫁サポート窓口を設置させていただきました。この価格転嫁サポート窓口を是非とも御利用いただき、価格交渉に関する基本的・基礎的な知識やコスト上昇分に係る原価計算の方法や価格交渉に係る知識の習得、ノウハウについて御相談していただければと思っていますので、本日、資料を配布させていただきました。それから配布資料の最後のページに記載している「価格交渉ハンドブック」ですが、こちらは商工会議所や商工会に配布しているもので、本日はこのハンドブック自体は配布していませんが、表紙や目次を参考までに掲載させていただきました。以上が中小企業の価格転嫁を支援するためのサポート体制についてのお話で、これで私からの説明を終わりたいと思います。ありがとうございました。

#### **岡田会長**

広島労働局お願いします。

#### **塚越指導官**

広島労働局雇用環境均等室の塚越と申します。どうぞよろしく願いいたします。私の方は、10 分ほどお時間をいただきまして、業務改善助成金の御説明させていただきます。資料の中で 16 ページ以降に、6-1、6-2 というものがございますのでこち

らを使ってまいりたいと思います。お話しする内容は業務改善助成金、そして昨年度からの業務改善助成金の活用状況について、お話をさせていただきたいと思います。

16 ページの資料 6 の 1 です。一番目の業務改善助成金は、というところを御覧いただいたらと思うのですが、これは事業場内で最も低い賃金を 30 円以上引上げ生産性向上に資する設備投資を行った場合、その設備投資にかかった費用の一部、基本的には四分の三になりますが、これを助成させていただくという制度でございます。設備投資としましては、実際には機械設備の導入をされる事業主さんがほとんどではありますが、必ずしも機械設備に限っておりませんで、コンサルティングや、人材育成教育訓練なども助成の対象となっております。

次に、その下にあります対象事業者申請の単位のところを御覧いただければと思います。この助成金は中小企業小規模事業者が対象です。企業全体として中小企業に該当する事業者が事業場ごとに申請していただきます。昨年御説明させていただいた段階では各事業場の規模が 100 人以下に限るというようなところでございましたけれども、昨年 12 月に拡充が、昨年は 2 度拡充が行われたのですけれども、この点についても拡充が行われまして、事業規模が 100 人を超えたとしても企業全体として中小企業に該当すれば申請していただけるというような制度に変わりました。一つの企業さんで複数の店舗とか工場営業所などお持ちの場合、それぞれに独立性があれば、事業場ごとに申請していただくことができます。また対象となる事業者は、事業場内の最賃と地域別最賃の差額が 30 円以内のところになります。具体的に申しますと、現在本県の最賃が時間額 930 円ですから、事業場内の最も低い賃金が 960 円以下の事業場さんが対象となる助成金です。ただし、今御議論いただいておりますように、県最賃が改定された場合はその改定された額が基準となりまして、そこから 30 円以内の事業場が対象になるということになってまいります。助成額を御案内いたします。次のページ、17 ページを御覧ください。引き上げる賃金額コースと引き上げる労働者の人数によって、表のとおり上限額が決まっております。昨年から変更された点がございます。小規模事業者を支援するという観点から助成上限額が右側にありますが、事業場規模 30 人未満の事業者については助成上限額の引上げが行われております。また対象経費についても拡充があります。その表の右側に特例事業者というところが書いてあると思いますが、特例事業者は表の中に①、②、③とございます。そのうちの②と③に該当する場合に経費が拡充になっております。特定事業者の②は生産量要件、これは新型コロナウイルスの影響によってコロナ前、3 年前などと比べて売上高

や生産量が15%以上減少しているという場合は、生産量要件に該当します。③の物価高騰等による要件については、原材料費の高騰などによって利益率が3%ポイント以上低下している、そうした場合は物価高騰等要件に該当します。②の生産量要件又は③の物価高騰等要件に該当された場合は、一般の事業者には認められていないケースを対象とすることができます。詳しくは次のページ18ページを御覧ください。助成対象経費の拡充と書いてありまして、まず自動車とパソコンなどなのですけれど、通常は福祉用途自動車以外の自動車は対象外なのですけれど、特例事業者には該当する場合は定員7人以上の乗用車ですとか、本体価格が200万円以下の乗用車、貨物自動車の対象となります。また、通常はパソコン、スマホ、タブレットといったものは対象にならないのですけれども、特例事業者に限っては、対象になるように拡充をされております。

次に資料6の2を御覧いただけたらと思います。20ページです。昨年度は令和4年度が申請ベースで200件を超える申請をいただきました。令和3年度の3割増しとなっております。実際に本決定を受けられた事業者さんは、22ページの6の3にありますように年々伸びておりますけれども、昨年度は広島169件の交付決定をさせていただいております。その実際に利用された事業者さんにアンケートをとらせていただきました。

それが20ページの6の2の業務改善助成金アンケート結果でございます。この中の項目の2を御覧ください。真ん中の左の円グラフです。本助成金を知るきっかけとして、ホームページですとか、社労士からの紹介につきまして、商工会議所、商工会からの紹介というところも続いております。項目3のところを御覧ください。本助成金が役立ったかという問いに対しまして、9割を超える事業者の方に大いに役立ったと回答していただきました。使い勝手が悪いというお話も聞かないわけではありませんが、それにいたしましても、賃上げや生産性向上に役立つ助成金で有り、是非多くの事業者さんに周知をいただきたいと思っております。次の裏面を御覧ください。裏面に活用事例、昨年度の活用事例をいくつか載せていただきました。生産性向上に資する設備等であれば御覧のように、さまざまな事業場に導入していただき、賃上げのきっかけにさせていただくということでございます。事例ですけれど、その他の業種とかその他の導入事例もございます。その他の事例は当局のホームページで公開しております。広島労働局のホームページから「業務改善助成金」と検索していただければ、業種ごとの事例を御覧いただけるようになっております。

最後に、助成金の支給の流れについてお伝えさせていただきたいと思います。少し戻っていただくようになりますけれども、19 ページです。19 ページの助成金支給の流れというものがございます。上の方にありますが、事業者さんから交付申請を頂きますと、それに対して局で交付決定を行います。その後に事業者さんが賃上げですとか設備の導入支払いなどの事業を行っていただき、それらすべてが完了しましたら事業実績報告をいただきます。そこで局が審査を行いまして、交付額の確定をし、支払うというような流れになっております。

2つ注意事項お問い合わせ等の2つ目、昨年度からの変更点というところ、最後に御説明させていただきます。昨年度までは3月31日、年度末までに事業を完了していただければよかったですけれども、今年度の事業から原則として2月28日までにはすべての事業を完了していただくということになっております。また昨年度までは交付額を確定したのち再度事業者さんから支払請求をいただかないと支払われない仕組みであったところ、今年度から事業実績報告と一緒に支給申請書を提出していただければ、支払請求書を後でお出ししていただかなくても、交付額が確定してから助成金のお支払いをすることができるように、より簡便な制度となっております。

簡単ですけれども、以上で業務改善助成金の説明を終わらせていただきます。今年度も更により多くの事業場において賃上げや生産性向上に本助成金を役立てていただきたいと思います。周知等に努めてまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

#### **岡田会長**

はい、ありがとうございました。今後の審議に際して、今御説明いただきました支援策を踏まえつつ審議を進めていきたいと思っております。それでは次の議題の(3)ですけれども「その他」について事務局から説明をお願いします。

#### **重弘室長補佐**

それでは今後の審議会の開催日程についてお伝えします。本日この後開催されます第1回専門部会以降、具体的な審議については専門部会での審議となります。専門部会における審議状況にもよりますが、今のところ次回の本審は8月4日金曜日の午後1時30分からの開催ということにさせていただきたいと存じます。もし専門部会に

おける審議が長引いた場合は8月7日月曜日午前10時を予備日として考えております。日程の変更がある場合は速やかにお知らせします。以上です。

#### 岡田会長

それでは次回の本審は、8月4日金曜日の午後1時30分からの開始とさせていただきたいと思っております。但し先ほど事務局の説明にもありましたように、今後の専門部会の審議状況次第では日程がずれ込むことも考えられます。この点、各委員におかれましてはあらかじめ御承知おきお願いいたします。事務局は準備をお願いします。

#### 重弘室長補佐

本日文書でも御案内いたしますが、次回本審議会も2号館6階7号会議室となりますので、よろしくお願いいたします。

#### 岡田会長

それでは次回の審議会も公開といたします。その他全体を通して御意見などございますか。事務局からはどうですか。

(特に無し)

#### 岡田会長

それではこれを持ちまして第548回広島地方最低賃金審議会を閉会といたします。皆様どうもありがとうございました。